



## ■ 目次

証券貸付プログラムにおけるコラテラルの公正価値決定のために検討すべき要素を概説したPwC DataLine  
2008年第4四半期から適用となる受益持分に関する新しい減損ガイダンスについてのPwC DataLine  
PwCが金融商品の透明性に対する懸念に対応するための代替的アプローチを提案  
PwCが企業結合において取得した偶発事象に関するFASBの公開草案の修正を提言  
PwCがFASBに廃止事業に関するFSP案の再検討を提言  
SECが21世紀の開示イニシアティブに関する報告書を公表  
SECがサーベンス・オクスレー法調査の期限を1月31日に延期  
EITF Observer – 2009年1月号  
FASB関連記事

---

## ■ 証券貸付プログラムにおけるコラテラルの公正価値決定のために検討すべき要素を概説したPwC DataLine

現在の市況は投資の公正価値の決定における新たな問題を提示し続けています。DataLine 2009-02において、PwCは、証券貸付コラテラル・ファンド(コラテラル・ファンド)における持分のFASB基準書第157号「公正価値の測定」に基づく公正価値の決定に関し、単位または持分当たりの純資産価値(net asset value; NAV)が1ドル未満かつ単位または持分がNAVより低い価額で取引される場合における、会計上の検討事項を取り扱っています。コラテラル・ファンドへの投資は、投資ファンド、年金制度、寄付基金、保険会社、証券貸付プログラムに参加する銀行など、多額の投資ポートフォリオを有する企業によく見られるものです。

コラテラル・ファンドは一般的な短期の「マネー・マーケット」タイプの有価証券よりも満期期限がより長く、リスクの高い有価証券に投資することがあり、その一部は大幅な市場の衰退に直面してコラテラル・ファンドのNAVが下落する結果となりました。PwCでは、以下を含む、コラテラル・ファンドにおける持分の公正価値の決定において検討すべき多数の要素を提供しています。

- コラテラル・ファンドへの投資の市場価値の下落
- 実現あるいは未実現の信用損失
- 当事者への償還の制限
- コラテラル・ファンドにおける流動性の下落
- 増加するコラテラル・ファンドの加重平均残存年数

▼ CFOdirect NetworkのメンバーはDataLine 2009-02の全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。  
<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7NK4B4&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

---

## ■ 2008年第4四半期から適用となる受益持分に関する新しい減損ガイダンスについてのPwC DataLine

先週、米国財務会計基準審議会(FASB)は、EITF 99-20「購入した、あるいは移転者が引続き保有する証券化金融資

産に対する受益者持分に係る利息収益および減損の認識」の減損ガイダンスとFASB基準書第115号「特定の負債証券および持分証券への投資の会計処理」の減損ガイダンスを一致させることを意図したFASB職員意見書(FSP) No. EITF 99-20-1を公表しました。

DataLine 2009-01において、PwCは、経営者に判断の裁量をさらに与えることにより、特定の受益持分に一時的でない価値の下落が存在するかどうかについての企業による判断方法を変更するこの新しいガイダンスについて論じています。このFSPは2008年12月15日より後に終了する期中および年度の報告期間から適用となり、将来に向かった適用が義務付けられています。従って、12月決算会社においては2008年第4四半期から適用開始であり、第4四半期と年度の財務数値に影響をあたえることとなります。

▼ CFOdirect NetworkのメンバーはこのDataLine の全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7NK27T&SecNavCode=TMCB-4L9HAT&ContentType=Content>

### ■ PwCが金融商品の透明性に対する懸念に対応するための代替的アプローチを提案

PwCはFSP草案 No. FAS 107-a「特定の金融資産に関する開示: FASB基準書第107号の修正」に関するコメントレターをFASBに提出しました。PwCは、売却可能(AFS)および満期保有(HTM)の負債証券の価値の下落に関する透明性の改善を望む財務諸表利用者からの要請に対応しようとするFASBを支持します。しかしながら、PwCはこのFSP案が、その文面によれば、財務諸表の利用者にとって、より有意義で、透明性が高く、比較可能性の高い開示にはあまり貢献しない可能性があることを懸念しています。具体的には、このFSP案はこのような負債証券について、PwCが有用であると考え、価値の下落による損失で発生した損失部分の開示が提供できていないことです。

PwCは金融商品の会計処理に関する適切な長期的解決策の決定には、広範囲におよび体系的な議論が必要であるという考えを強調しています。特に、金融資産の価値の下落のすべての側面に関する会計処理の検討を促進するためIASBとの連携を行うという2008年12月のFASBの決定を支持します。しかしながら、両審議会がタイムリーな方法で価値の下落の測定要件に対応できないのであれば、価値の下落したAFSおよびHTMの負債証券について、場合によってはFSP案よりも限定的な開示要件によって透明性を確保することを支持します(例: 価値の下落による損失のうちの発生損失を単純に識別するような開示方法など)。

▼ CFOdirect Networkのメンバーはこのコメントレターの全文を以下のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jpf?ContentCode=AALN-7NCMYQ&SecNavCode=ASPP-4MMPBF&ContentType=Content>

### ■ PwCが企業結合において取得した偶発事象に関するFASBの公開草案の修正を提言

FASBに対するコメントレターの中で、PwCはFSP草案FAS 141(R)-a「偶発事象から発生する企業結合において取得した資産または引き受けた負債に関する会計処理」に対する見解を共有しています。PwCは、偶発事象から発生する企業結合において取得した資産および引き受けた負債の当初認識と測定、以降の測定および会計処理および開示に関するFAS 141(R)の適用の改善を向上させようとするFASBの方針を支持します。しかしながら、このFSP案の一部の側面について実務上の適用に関する懸念を有しています。

PwCは、公正価値を合理的に決定可能な場合における、取得した偶発資産および引き受けた偶発負債の公正価値による認識をおおむね支持します。しかしながら、公正価値による非金融負債の測定の実務は現在発展途上の段階であるため、PwCでは、偶発負債の公正価値が合理的に決定可能であると期待できるようになるためには、その前に公正価値による負債の計上の実務がさらに発展する必要があると考えています。この懸念に対応し、PwCはこのFSPをより適用しやすくすることを目的とした多数の提案を行っています。

▼ CFOdirect Networkのメンバーは、より詳細な所見やFASBによる検討内容の提言を含んだPwCのコメントレターの



SECの経済分析局(OEA)は公開企業に対し、2002年サーベンス・オクスレー法404条の費用と便益に関するインターネット調査の回答期限を1月31日まで延期しました。この調査はコンプライアンス費用削減のためにSECと公開企業会計監視委員会(PCAOB)がとった施策の有効性およびSECが追加的な施策を検討すべきかどうかを評価することを目的としています。

▼ この調査の詳細については以下のSECウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.sec.gov/news/press/2009/2009-7.htm>

---

## ■ EITF Observer – 2009年1月号

FASBの発生問題専門委員会(EITF)は1月15日に会議を開催しました。EITFは1つのトピック、Issue 08-10「FAS 160の適用に関する質問の抜粋」の公開合意案に関して受領したコメントについて議論を行いました。EITFはIssue 08-10に関する最終合意には到達せず、2009年3月の会議でこの問題について議論を行う予定です。

▼ CFOdirect Networkのメンバーは、EITFの議論の詳細について書かれたPwCのEITF Observerを下記のウェブサイトからご覧いただけます。

<http://cfodirect.pwc.com/CFODirectWeb/Controller.jsp?ContentCode=AALN-7NFQKT&SecNavCode=MSRA-6MWKMQ&ContentType=Content>

---

## ■ FASB関連記事

**プロジェクトの更新:** FASBは以下のプロジェクトの概要を更新しました。

- 概念フレームワーク  
[http://www.fasb.org/project/conceptual\\_framework.shtml](http://www.fasb.org/project/conceptual_framework.shtml)
- 連結: 方針および手続  
[http://www.fasb.org/project/research\\_projects.shtml#consolidations](http://www.fasb.org/project/research_projects.shtml#consolidations)
- 特定の金融資産の開示  
[http://www.fasb.org/project/disclosures\\_about\\_certain\\_financial\\_assets.shtml](http://www.fasb.org/project/disclosures_about_certain_financial_assets.shtml)
- 組込みクレジット・デリバティブの適用除外  
[http://www.fasb.org/project/embedded\\_credit\\_derivative.shtml](http://www.fasb.org/project/embedded_credit_derivative.shtml)
- FIN 48: 非公開企業への適用可能性  
[http://www.fasb.org/project/fin48\\_applicability\\_private\\_companies.shtml](http://www.fasb.org/project/fin48_applicability_private_companies.shtml)
- 金融商品 - 認識および測定の改善  
[http://www.fasb.org/project/fi\\_improvements\\_to\\_recognition\\_and\\_measurement.shtml](http://www.fasb.org/project/fi_improvements_to_recognition_and_measurement.shtml)
- 年金を含む退職後給付債務 (フェーズ2)  
[http://www.fasb.org/project/postretirement\\_benefits\\_phase2.shtml](http://www.fasb.org/project/postretirement_benefits_phase2.shtml)

**会議の概要:** 以下の会議の概要を下記のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

- **1月22日開催 FASB/IASB共同ビデオ会議:** 両審議会はリース会計に係る討議資料案の内容およびスケジュールについて議論しました。  
<http://www.fasb.org/action/sbd012209.shtml>
- **1月21日の会議:** FASBはFASB基準書およびその他のUS GAAP関連文書の技術的修正について議論しました。また、FASB議長が(1)トレーディング目的の棚卸資産に関する会計処理および(2)資産買収において取得されたIPR&D、の2つの議題がFASBのアジェンダから削除されたことを告知しました。IPR&Dプロジェクトに

については、今後はEITFが対応することになります。

<http://www.fasb.org/action/sbd012109.shtml>

**次回の公開会議:** FASBは1月23日金曜日に会議を開催予定です。また、1月28日水曜日にも会議を予定しています。これらの会議で議論が予定されているトピックスに関する情報は下記のFASBウェブサイトからご覧いただけます。

<http://www.fasb.org/calendar/>

お問い合わせ: あらた監査法人(ブランド&コミュニケーションズ)

東京都千代田区丸の内1丁目5番1号  
新丸の内ビルディング32階(〒100-6532)  
電話: 03-6858-0179(直通)  
メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 153 カ国に 155,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスコーパーズ(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計および監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質な監査を提供していきます。

© 2009 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the PricewaterhouseCoopers global network or other member firms of the network, each of which is a separate and independent legal entity.